

国立大学法人東京外国語大学非常勤職員給与規程

（平成16年4月1日）
規則第69号
改正 平成18年3月28日規則第21号
平成21年3月31日規則第32号
平成28年3月25日規則第29号
令和7年3月27日規則第29号

（目的）

第1条 この規程は、国立大学法人東京外国語大学非常勤職員就業規則（平成16年規則第68号。以下「非常勤職員就業規則」という。）第39条の規定に基づき、非常勤職員の給与について定めることを目的とする。

（適用範囲）

第2条 この規程は、非常勤職員就業規則第3条に定める非常勤職員に適用する。

（給与の種類）

第3条 時間雇用職員及び短時間再雇用職員の給与は、勤務1時間あたりの給与（以下「時間給」という。）及び諸手当とする。

2 前項に規定する時間給は所定の勤務時間における勤務に対する報酬をいう。

（給与の支給日）

第4条 非常勤職員の給与は、毎月17日に支給する。ただし、支給日（この項において、毎月17日を「支給日」という。）が日曜日に当たるときは、支給日の前々日（その日が休日に当たるときは、支給日の翌日）に、支給日が土曜日に当たるときは、支給日の前日に支給する。

（給与の計算期間）

第5条 非常勤職員の給与の計算期間は、月の1日からその月の末日までとし、時間給、通勤手当並びに超過勤務手当は、翌月の支給日に支給する。

2 前項に規定する手当の支給を開始し、若しくは停止すべき事由が生じたとき又はこれらの額に変更を生じたときは、翌月以降の支給日においてその差額を追給し又は控除する。

（給与の決定）

第6条 非常勤職員の時間給は、各人別に決定し、労働条件通知書により提示する。

2 非常勤職員の時間給は、別表に定める職種に応じた額とする。

3 前項の規定にかかわらず、非常勤職員の採用が困難である場合、その他の特別の事情があると学長が認める場合には、前項の規定にかかわらずその者の給与を決定することができる。

（通勤手当）

第7条 雇用予定期間が1か月以上の非常勤職員のうち、交通機関等により勤務すること

が常例である者については、常勤職員の例に準じて、通勤手当を支給することができる。

ただし、東京外国語大学に籍を置く学部学生及び大学院生については、支給しない。

(超過勤務手当)

第8条 特別な事由により、非常勤職員に定められた勤務時間を超えて勤務させた場合には、常勤職員の例に準じて、超過勤務手当を支給する。ただし、その者の定められた勤務時間と当該超える勤務時間の合計のうち1日8時間以内における勤務時間については賃金の割り増しはしない。

(夜勤手当)

第9条 非常勤職員を午後10時から翌日の5時までの時間に勤務させた場合には、職員給与規程第20条に定める常勤の職員の夜勤手当の例に準じて、夜勤手当を支給する。

(給与の支払)

第10条 非常勤職員の給与は、その全額を通貨で、直接本人に支払うものとする。ただし、法令に基づき非常勤職員の給与から控除すべき金額がある場合には、その非常勤職員に支払うべき給与の金額から、その金額を控除して支払うものとする。

2 非常勤職員が給与の全部又は一部につき自己の預金又は貯金への振込みを申し出た場合には、その方法によって支払うことができる。

(実施に関し必要な事項)

第11条 この規程の実施に関し必要な事項は、常勤職員の例に準ずるもののほか学長が別に定める。

附 則

この規程は、平成16年4月1日より施行する。

附 則

この規程は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和7年4月1日から施行する。

別表

職 種	職務内容	区分	時間給
事務補佐員	事務に関する職務を補佐する	一般	1,400円
		学部在学者	1,230円
		博士前期課程在学者	1,300円
		博士後期課程在学者	1,380円
技術補佐員	技術に関する職務を補佐する	一般	1,500円
		看護	1,620円
技能補佐員	技能に関する職務を補	一般	1,500円

	佐する			
教務補佐員	教育に関する業務を補佐する	一般		1,720円
		学部3・4年次在学者		1,370円
		博士前期課程在学者		1,570円
		博士後期課程在学者		1,700円
ティーチング・アシスタント (TA)	学部又は大学院博士前期課程の学生に対し、授業に係る教育補助業務に従事する	博士前期課程在学者		1,570円
		博士後期課程在学者		1,700円
リサーチ・アシスタント (RA)	研究プロジェクト等の代表研究者又は研究分担者の指示に従い、研究補助者として、当該研究プロジェクト等に必要の研究補助業務に従事する	博士後期課程在学者		1,700円
シニア・リサーチ・アシスタント (SRA)	自ら研究テーマを設定し、当該研究プロジェクトに貢献する研究活動を行い、また当該研究プロジェクト等の研究代表者又は研究分担者の指示のもと、高度な研究補助業務を自律的に遂行する	博士後期課程在学者	1年次	1,860円
			2年次	1,920円
			3年次	2,000円
キャリア・アドバイザー	本学学生のキャリア形成支援及び就職支援業務等に従事する	一般		個別に定める額。ただし、2,500円を上限とする。
研究員	特定の研究に従事する	一般		個別に定める額。ただし、2,500円を上限とする。
研究機関研究	研究所における特定の	一般		を上限とする。

員	研究に従事する		る。
産学官連携研究員	プロジェクト等における特定の研究に従事する	一般	

備考

1. 東京都の最低賃金額が、この表に掲げる時間給を上回る場合には、最低賃金額（その額に10円未満の端数があるときは、これを切り上げるものとする。）を適用するものとする。
2. 学外の学生を雇用した場合は、本学学生と同様の時間給とする。
3. この表に定めのない職種については、別に定める。